



福岡県感染拡大防止協力金 ほか、 各種支援メニュー案内

新設

福岡県感染拡大防止協力金

緊急事態宣言を受けて、2021年1月16日(土)*から2月7日(日)までのすべての期間、
営業時間短縮をおこなった飲食店等の対象店舗事業者の皆さまに「福岡県感染拡大防止協力金」を給付します。

*やむを得ない理由がある場合は1月18日(月)までに要請に応じた事業者

<p>給付金額</p> <p>1店舗あたり最大 138万円 (1日あたり6万円×23日)</p> <p><small>※この他にもさまざまな補助金などが設けられています。 一部を裏面に掲載していますのでそちらも是非ご確認ください。</small></p>	<p>要請期間</p> <p>2021年1月16日(土)0時から 2月7日(日)24時まで</p>
<p>対象区域</p> <p>福岡県内全域</p>	<p>給付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要請期間中の営業時間を5時から20時までとすること ※もともとの営業時間が5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外です。 ●酒類提供時間を11時から19時までとすること
<p>対象となる施設 (要請対象施設)</p> <p>夜20時から翌朝5時までの 時間帯に営業している以下の店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店・喫茶店(屋台など設備を設けて営業する露店も含みます) ※宅配、テイクアウトサービスは除きます。 ●遊興施設のうち食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店 ※ネットカフェやマンガ喫茶等、宿泊利用が相当程度見込まれる施設は除きます。 	<p>申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電子申請または郵送申請(予定) ●受付期間/2021年2月8日(月)~3月7日(日) ※申請に必要な書類や申請方法の詳細は、 決まり次第、県のホームページ等でお知らせします。

協力金に関するお問い合わせ先

TEL.092-643-3599
(9:00~18:00 土日祝日も受付)

協力金 Q & A

Q 協力金の対象となる「飲食店・喫茶店」とは？

A 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている県内の店舗で、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗を指します。

Q もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか？

A 対象外です。

ただし、今回の時短要請以前から新型コロナウイルス感染拡大防止のために、一時的に営業時間を短縮し、20時以降の営業をしていない場合は対象となります。その場合、短縮した時期および20時以降営業していたことを証明する書類を別途提出してください。

Q 申請するには、全期間の営業時間短縮が必要ですか？

A 原則として、全期間の営業時間短縮が必要です。

ただし、やむを得ない理由がある場合、1月18日までに要請に応じた方も協力金の対象となります。

Q 要請期間中の定休日も協力金の対象となりますか？

A 対象になります。

Q 終日休業しても協力金の対象となりますか？

A 対象になります。

Q 酒類を提供していない店舗も協力金の対象となりますか？

A 対象になります。

Q 20時を超えて営業している店舗が、20時から翌朝5時までの間テイクアウトやデリバリーのように切り替えて営業する場合、協力金の対象となりますか？

A 対象になります。

Q 20時以降も引き続き店内に客がいる場合でも、料理や酒類の提供をしなければ協力金の対象となりますか？

A 対象外です。

来店客に20時までに退店いただくようご案内ください。また酒類の提供は11時から19時までですのでご注意ください。

Q 要請期間中に新たに開業した場合は協力金の対象となりますか？

A 対象外です。

ただし、1月18日までに開業し、それから2月7日までの期間、時短営業の要請に応じたいただければ、協力金の対象となります。

Q 店舗の営業委託を受けており、営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金を申請することはできますか？

A できません。

営業許可を受けている事業者以外の方から申請することはできません。

飲食店等を含む事業者の皆さんに特に知っておいて欲しい支援メニュー

1. 飲食店等と取引のある事業者の皆さんへの新たな給付金(予定)

2021年1月12日の梶山経済産業大臣の発表によると、詳細はこれからですが国の支援策として、飲食店等との取引がある事業者への一時金を支給されます。

支援対象 ● 本年1月または2月の売上高が対前年比50%以上減少した中堅・中小事業者
支給上限額 ● 法人40万円、個人事業者20万円

2. 福岡県家賃軽減支援金

国の「家賃支援給付金」の給付対象者に支援金を上乘せして支給します。

支給上限額 ● 法人60万円、個人事業者30万円
申請期限 ● 2021年3月16日
※国の「家賃支援給付金」の申請期限は2月15日ですのでご注意ください。
お問い合わせ ● 「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談コールセンター Tel.0570-010833

3. 福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金

感染対策に要する物品の購入費を1事業者あたり5万円(複数店舗の場合は10万円)まで助成します。

助成上限額 ● 単独店舗事業者5万円、複数店舗事業者10万円
申請期限 ● 2021年2月28日
お問い合わせ ● 福岡県飲食店向け感染対策助成金コールセンター
Tel.0120-110-193

地域の飲食店を支えるテイクアウト支援

割引特典等を付けてテイクアウトを推進する店舗に1店舗あたり20万円支援
対象期間 ● 2021年1月8日～2月28日
お問い合わせ ● 福岡県緊急経済対策実行委員会 Tel.080-8574-9289

福岡市独自支援メニュー

宿泊事業者への衛生対策緊急支援

宿泊施設の消毒・除菌対応等の安全対策強化費用を1施設あたり最大50万円支援
対象期間 ● 2020年12月28日～2021年2月28日
お問い合わせ ● 福岡市宿泊事業者支援事務センター Tel.092-451-3033

地域を支える商店街支援事業

商店街が取り組む感染症対策関連の各種事業にかかる経費を最大50万円支援
対象期間 ● 2021年1月14日～3月31日
お問い合わせ ● 経済観光文化局 総務・中小企業部 地域産業支援課 Tel.092-441-3303

福岡市テレワーク促進事業支援金

事業者がテレワーク環境を導入・拡充する際の経費を最大50万円支援
対象期間 ● 2021年1月14日～2月28日
お問い合わせ ● 経済観光文化局 創業・立地推進部 企業誘致課 Tel.092-711-4849

北九州独自支援メニュー

春に行く券

春以降利用できるプレミア付き飲食チケットをクラウドファンディングで販売
販売期間 ● 2021年2月頃(未定)
お問い合わせ ● 商業・サービス産業振興課 Tel.093-582-2050

テレワーク等推進プラン

指定宿泊施設の利用料や宿泊費を補助。朝9時からチェックイン可能
販売期間 ● 2021年3月31日チェックアウトまで
お問い合わせ ● 産業経済局観光課 Tel.093-551-8150

県民の皆さんに特に知っておいて欲しい支援メニュー

1. 緊急小口資金・総合支援資金(貸付)

生活資金に不安がある方からの相談に応じて無利子無担保で貸し付けます。

申請期限 ● 2021年3月31日まで
お問い合わせ ● お住まいの市町村社会福祉協議会

3. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コロナ禍の影響で休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当を受けられなかった人に対して、平均賃金の80%相当額(1日上限1万1000円)を支給します。労働者本人の申請が必要になります。日々雇用・登録型派遣、シフト制の労働者などで、一度不支給決定を受けている方も支給対象となるケースがあるのでご相談ください。

対象期間 ● 2020年4月1日～2021年2月28日
申請期限 ● 休業時期により異なります
お問い合わせ ● 休業支援金・給付金コールセンター Tel.0120-221-276

2. 雇用調整助成金

労働者に対して一時的に休業等をおこなって雇用維持に努めた場合、休業手当相当額等(1人1日上限1万5000円)を助成します。事業主による申請が必要です。アルバイト・パート、時短勤務も対象になります。

対象期間 ● 2020年4月1日～2021年2月28日
申請期限 ● 支給対象となる期間の最終日の翌日から2カ月以内
お問い合わせ ● 雇用調整助成金コールセンター Tel.0120-60-3999

福岡県民の皆さまへのお願い (特措法45条1項に基づく要請)

不要不急の外出・移動の自粛 (特に20時以降は徹底)
※生活や健康の維持に必要な場合を除く

詳しい福岡県の「新型コロナウイルス感染症対策支援・相談窓口」は



福岡県議会議員(太宰府市選挙区)

わた なべ み ほ
渡辺美穂

〒818-0125 太宰府市五条3-4-38

TEL 092-918-1121

E-mail: contact@watanabemihoh.com